

西洋市民社会と集団形成

——ドイツ女性史から見たクラブ・組合——

河 野 眞

目次

はじめに

(一) クラブ・組合研究における女性史の視点

a クラブ・組合研究の推移 — 最小限のスケッチ

b クラブ・組合研究を牽引した女性研究者

c 《女性組合》というテーマの浮上 — 一九九〇年代の動向

(二) 女性主体のクラブ・組合

a 女性史研究の二つの企劃

b 女性組合とサロンの間

c アメリカの女性組合

(三) 女性組合と《公共性》

a 《男性組合》と《女性組合》

b 《社交》ではなかった《女性組合》

c クラブ・組合の《公共性》への疑義

(四) 女性主体のクラブ・組合の変遷

a 女性組合の《長き十九世紀》

b 女性組合の結集における自主性と受動性

c 《一般女性組合》の成立

(五) 市民的結社としての女性組合をめぐって

a 女性組合をめぐる《周辺と中心》

b 市民的結社としての女性組合の要件

c 女性組合を進展させたモチーフへの諸見解

(ハンザ都市の《自治の伝統》に抑圧された女性組合)

(女性組合の行動原理としての《精神的母性》の概念)

[付記]

[注]

[参考文献]

はじめに

人間はどのような集団をつくるのか、その西洋と日本の異同をどう解するかという関心の下、断続的に検討を加えている。幾つかの角度から進めているが、本誌では今日の西洋の中間集団として一般的なアソシエーションを取り上げている。英語ではソサエティやクラブ、ドイツ語ではフェルアインであり、ここではクラブ・組合あるいは組合と略称する。これまでに四篇を寄稿し（河野二〇一五、二〇一八、二〇一九、二〇二二）、特に先回はクラブ・組合の発端から初期の展開についてドイツ歴史学の知見を取り上げた。今回はそれを受けて、主にドイツ語圏の女性史の観点からのアプローチである。

(一) クラブ・組合研究における女性史の視点

先ずドイツ語圏のアソシエーション研究における女性研究者の関与に注目したい。それは二つに分けることができる。と言うのは、女性研究者が取り組んだからとて、ただちに女性史の視点とは限らず、またその視点でなければいけないというものでもないからである。事実、女性史の視点が現れるのは第二段階のことで、またそこ

には明らかな特色があった。女性が主体のクラブ・組合というテーマの浮上である。と共に、それは主要には歴史研究であった。

a クラブ・組合研究の推移 ― 最小限のスケッチ

研究の流れを詳しく紹介しているわけにはゆかないが、以下の論述のために必要な最小限で取り上げておきたい。

誰もが先ず話題にすることだが、アソシエーションへの着目の起点に立つのはアレクシ・ド・トクヴィルのアメリカ論における見解であった（一八四〇年）。しかしその後は、あまり話題ならず過ぎた。十九世紀の末から二〇世紀の初めの社会学者、ゲオルク・ジムメルやフェルディナント・テンニェスもアソシエーション（ソサエティ、クラブ、フェルアイン）には注目しなかった。エミール・デュルケームが取り組んだのもギルドであった。一九一〇年の第一回社会学者大会において、マックス・ウェーバーが業務報告のなかで《フェルアインの社会学》を喫緊の課題として説いたのが、今日への予言のようなものとなった。と言うのは、マックス・ウェーバー自身は、クラブ・組合の意味でのフェルアインの研究には進まなかったからである。しかし他面で、それよりも前、一八四〇―六〇年代には、アソシエーション（フェルアイン）は当時の法学界における重要なテーマとなった経緯がある（河野二〇二二）。近代国家として憲法の制定が課題であり、またそれに沿って民法や商法を整備す

るには結社の扱いを避けて通ることができなかったからである。なお明治期の日本の民法と商法における《社团》の規定も、欧米のそうした論議に依拠したもので、特にドイツ法学界の穩健な保守派の見解が採用され、基本的にはそれが今日まで継続している。しかし十九世紀半ばの法学界の議論と二〇世紀初めから前半の主にドイツ社会学界のフェルアインの論議は互いに連絡がなく過ぎたようである。懸隔が続いたのは、概括的には、前者には法整備という時代が必要とした技術的な面が強く、後者は社会の理論的な把握だったからである。^①

マックス・ウェーバーの指針に応えるような動きが起きたのは、ドイツ語圏の場合は第二次世界大戦後のことであった。しかし一九六〇年代いっぱい辺りまでは、前代の社会理論から脱却できないところがあった。社会全体あるいは社会的単位をめぐる社会有機体論の残滓である。それが端的にうかがえるのは、今日ではまったく過去のものと化した《マルク共同体 (Markgenossenschaft)》や《村落同質体 (Dorfgenosschaft)》や《民族体 (Volkstum)》といった概念が、重みを失いつつもなおもちいられていたことである。様相が変わるのは一九六〇年代末の社会の激動の時期、またその状況の一面としてナチズム批判が学問諸分野の原理や原則の見直しともからみ合うようになってからであった。もっとも、それを準備する動きは、早くから現れていた。戦後間もなくからのテオドル・ア

ドルノの批判的な社会理論は新たな思潮として大きな影響力をもった。ナチスが濫用した《ゲマインシャフト》の術語への批判もアドルノの批判が少なからず刺激になった。またテンニエスの《ゲマインシャフトとゲゼルシャフト》の二項の対比概念を学問の野から放逐したのは社会学者ルネ・ケーニヒの注目すべき業績で、一九五五年のその論文は日本でも同時代の社会学者たちによって注目された(ケーニヒ一九五五「河野・訳」^②)。もっとも、ケーニヒの検証は、テンニエスの理論から残せるものがあれば残したいとの意図によっており、社会学の概念ではあり得ないが、哲学としては有意という論調であった。そうした留保がありはしたが、政治学や社会学や歴史学や民俗学が《ゲマインシャフトとゲゼルシャフト》に煩わされずに進むことできる確かな足がかりがすでに一九五〇年代半ばにつくられていた意義は大きい。それがあったからこそ、一九七〇年代の新たな研究のエポックへ繋がったからである。

そして一九七〇年頃を境にして、今日に直結すると言ってもよい学術的局面となった。指標的な見解も現れた。近代史家ニッパードイのフェルアイン論はドイツ歴史学におけるこのテーマとの取り組みの土台になった(ニッパードイ一九七二「河野・訳」、以下ではNと略す)。またその刺激がまとまった形をとったのは、一九八二年一〇月にミュンスター大学(ヴェストファーレン)で開催された第三回ドイツ歴史学大会が「フェルアインとドイツ市民社会」を

テーマとしたことで、それは二年後に大会を企画した近代史家オットー・ダンの編集する論集として刊行された(ダン一九八四)。なおこの大会およびその報告書にあたる論集では社会学からハンス・イエルク・ジーヴェルトが、民俗学からはアルブレヒト・レーマンがそれぞれの分野から見た概説を執筆した。その二編はすでに拙訳を供した(ジーヴェルト一九八四「河野・訳」、レーマン一九八四「河野・訳」)。

同じ一九八四年にはマールブルク大学民俗学研究所の『ヘッセン文化研究誌』でもフェルアイン研究の特集が組まれた。³⁾さらに翌一九八五年には「ドイツ・スポーツ同盟」の叢書の枠で、ヨアヒム・ヴィンクラーによるスポーツ組合に関するスポーツ社会学からの大部的な分析と理論的把握の成果が刊行されて、以後の調査研究の方向に影響をあたえた。⁴⁾民俗学ではヘルマン・バウジンガーが既に一九五〇年代後半からクラブ・組合は近・現代の集団様式として民俗研究の不可欠の検討対象であることを説いており、やがて習俗研究や祭り研究における留意項目となっていた。バウジンガー自身は、クラブ・組合への着眼を国民性研究やスポーツ文化研究に組み込んだ(バウジンガー二〇〇〇「河野・訳」)。

厳密に年月で区切ることができないが、こうした動きを前提にして、さらに次の局面へ移ったのが一九九〇年代であった。今回取り上げようとする女性史の視点によるアソシエーション(ク

ラブ・組合)研究が潮流になったのである。

b クラブ・組合研究を牽引した女性研究者

戦後ほどない時期のこの分野の開拓者として見逃せないのは、数人の女性研究者の存在である。エリーザベト・プファイル(一九〇一―七五)、ベニータ・ルックマン(一九二五―八七)、レナーテ・プフラウム(一九二九―)等である。⁵⁾しかしこれらの先人には、未だ女性研究や女性史という問題意識をほとんど見ることができない。重点はジエンダーにはなく、フェルアイン一般だったのである。たとえばエリーザベト・プファイルは元は歴史学者であるが戦中期に所属した研究機関の業務から人口問題を課題とするようになり、その延長線上で戦後は大都市問題と引揚げ民問題を専門とした。そしてその観点からのクラブ・組合研究であった。ベニータ・ルックマンはエストニアの出身で(ルックマンの姓はドイツ人社会学者トーマス・ルックマンと結婚したことによる)アメリカで社会学を修得し、戦後、西ドイツのフランクフルト大学教授として社会学を担当した。アメリカの学術団体の支援を受けて進められたその研究は、ドイツの民主化に主眼が置かれていた。ドイツの特に地方において政治的エリートが輩出する仕組みの解明であり、その角度からフェルアインという結集形態をpushしたものである。またレナーテ・プフラウムもユネスコの町村体調査プロジェクト「工業発展の緊張

野のなかの村」を枠組みとして、クラブ・組合の統合作用を確かめる試みをおこなった。それには（ベニータ・ルックマンと同じく）、ドイツにおいてナチスへの傾斜が起きたのは地域の伝統的な支配・権威構造にその土壌があるのではとの問題意識があり、国際機関から負託された課題とも重なっていた。

c 女性組合というテーマの浮上 ― 一九九〇年代の動向

一九九〇年代に入ると、女性史の視点がクラブ・組合研究の一角に現れ、それと共にこれまでにないテーマが中心的な位置を占めるようになった。市民女性が自ら中心になって結成する《女性組合》である。それは歴史研究であった。と言うのはそこで問題にされたのは、現行の団体としての女性による組合であるよりは、クラブ・組合という集合が一般社会に定着する過程で女性が果たした役割を再評価するという趣旨だったからである。女性の故に何らかの排斥が起きるといふ世相は大きく変わりつつあった。もとより目に見えない壁がなお男女の完全な平等にブレーキをかけていることは否定できないが、それを是正する公的な機関もメディアも存在する。だからと言って、フェミニズム運動の担い手としての女性団体の意義が減じるわけではない。むしろそうした状況が背景になったと言えべきであろうが、歴史の見直しとして女性組合のテーマが浮上したのである。またそこでの論客には、同時代としての現代に対しても女

性の立場の変革を説く女性研究者が多い。

女性がそれぞれの利害関心の種類にしたがって結集を図った歴史をテーマとして取り上げた最初の一人は、後にベルリン自由大学の政治学の教授となる女性史家ブリギッテ・ケルヒナーであった。歴史学の叢書の一冊として刊行された一九九二年の『職業とジェンダー』⁶⁾である。しかしこれは職業団体にほぼ限定されており、労働運動との重なりに重点がおかれていた。それに対して、女性組合の諸形態のほぼすべてを視野に入れてその推移を構造的に把握したのが一九九五年のマルグレート・フリードリヒの論説であった（フリードリヒ一九九五「河野・訳」、以下ではFと略す）。また一九九七年には、ハムブルクの都市政治史に沿って女性組合を論じたキルステン・ハインゾーンの『政治とジェンダー』が刊行された。これは一九九五年にハムブルク大学に提出された学位論文で、また論者は二〇〇七年以来ハムブルク大学の歴史学の教授としてドイツ近現代史と女性史を講じている。

(二) 女性主体のクラブ・組合

クラブ・組合研究において女性史の視点が本格的に登場するのは目安としては一九九〇年代からで、またそれは女性が主体のクラブ・組合（ここでは女性組合と略す）というテーマに結節したこと、し

かしそのテーマのゆえに主要には歴史研究であったことを挙げた。以下でその実際を考えるにあたって幾つかの参考文献をもちいるが、特に注目したのは二種類の研究成果である。しかしそれらの論旨をそのまま繰り返すということではない。むしろ紹介には努めるが、基本は筆者の問題意識、すなわち西洋の集団形成にある。その面から見て、その二種類は、扱われている材料の豊富なことと主張の明快であること、またこのテーマにおけるほぼ直近の動向であることからアクチュアルな意義をもつ。

a 女性史研究の二つの企劃

一つ目は、一九九五年から刊行が始まった「フェミニズム歴史学叢書」の一冊として編まれた同年刊行の『十九世紀の市民的女性文化』⁽²⁾で、そこには女性によるクラブ・組合に関係する論説が収録されている。今回はその中から、先に名前を挙げたマルグレート・フリードリヒの論考を取り上げる。フリードリヒ女史はインズブルック大学の歴史学の教授で副学長をつとめたこともあり、オーストリア女子教育史の専門家である。

二つ目は、独ヘッセン州のヘルマー社から二〇〇二年に刊行された『組合文化』に関する論集『組織化と参劃』である(フーバーII シュペール二〇〇二、以下ではHSと略す)。こちらの方は、一書全体がクラブ・組合研究でまとめられているが、これはその少し前

に開催された国際フォーラムの報告書という性格だからである。具体的には、二〇〇〇年一月一七・一八両日にハノーファー大学において、女性主体のクラブ・組合の意義を見直す歴史学者たちの国際フォーラムが開催された。それを提唱し実現に向けて努力したのは、当時ハノーファー大学で近代史を講じていたリタ・フーバーII シュペールで、フォーラムにはドイツの他、アメリカ、イギリス、フランスから女性史家が集まった。いずれも女性研究者である。また二年後の報告書の作成にあたっては、いずれの発表も論文としての体裁が整えられた。それがこの論集である。

なお『組織化と参劃』が刊行された直後、書評をおこなったのが先に挙げたマルグレート・フリードリヒで、部分的には強い批判が盛り込まれた。『組織化と参劃』の編者フーバーII シュペールはフリードリヒ女史を重要な先行研究者として言及してはいたが、考え方に開きがあったのである。それに注目するのは、両者の見解の交錯と隙間から事態がより鮮明に浮かび上がるからである。

ところで、女性が主体のクラブ・組合が歴史的な現象であること、言い換えれば現在のアクチュアルな問題そのものではないことは、他ならぬこの分野に取り組んだ女性研究者の認識からもうかがうことができる。今挙げた論集『組織化と参劃』のはじめには編者フーバーII シュペール女史の「前書き」があり、このテーマにどのような気付き、どのように取り組み、そして論集にまでいたったがまと

められている (H S a …七)。

女性組合の歴史への関心が私のなかに芽生えたのは、ある市立アーカイヴの目録で《児童保護施設の設立と維持のための女性組合》というデータ名に気づいたときであった。当時、私には、そうした組合は想像もつかなかった。そこで、その資料の閲覧を申し込んだ。それは手書きの定款と、番号が振られた一面書き込みのある紙片の束だった。しかしこの情報を前にしても、女性組合の活動についてはまだ見当がつかなかった。女性組合というものが広く分布しているのかどうか、設立がある時代に典型的な種類があるのかどうか、これ以外にどんな目的のために女性たちが組合組織に至ったのか、どれも私には未知であった。

改めて言うまでもないが、フェルアイン (クラブ・組合) についてはドイツ人なら子供の時から誰もが知っており生活の一部である。英米人ならクラブやソサエティ、フランス人ならアソシアシオンがそれにあたる。しかしそれが現代の様相に至る過程で女性が果たした役割となると、歴史の隠れた脈絡という面がある。そして掘り起こしてみると、そこには集団形成の本質にかかわるさまざまな問題がひそんでいる。逆に言うと、クラブ・組合を大まかに追ったので

はつかみにくい集団形成の骨格が現れる。

ちなみに、女性主体のクラブ・組合が歴史的に大きな意味をもち、またそれが今日ではほとんど話題にならない、という事情は、そうした団体が取り組んだ課題を見ればよく分かる。代表的な事例の一つは、さしずめ女性の参政権であろう。歴史を振り返れば、その種の団体の奮闘がなければ、女性が国政や地方自治体の政治において選挙権をもつことはずっと遅れていたであろう。その努力の成果として今日の状況が成り立っている。が、それは、今日では当時のリーダーたちの名前が歴史の教科書に載るかたちでおさまっていたり、活動の事跡がアーカイヴのデータとしてしまわれていたりすることをも意味する。同じことは女子教育が今日の水準になるまでに推進力となった当時の女性団体の歴史的意義についてもあてはまる。しかしそれが歴史の数頁に埋没していること自体が、男性主体あるいは男女混合のクラブ・組合とは異なった性格を示している。極端な言い方をすれば、男性主体あるいは男女混合のクラブ・組合の場合には、結成当時のモチーフによって現在も活動を継続していることが多い。業界の連絡組織としての組合、学術諸分野をテーマとする組合 (学会)、スポーツ組合、歌唱組合など幾らもある。それに対して、女性主体のクラブ・組合では、女性教員組合や女性看護士の組合など継続しているものも数えれば決して少なくないが、この種類すなわち職業別の女性組合は成立自体がかなり遅かった。またキリスト

教会系の女性主体の慈善活動団体やソーシャルワークも現在まで続いている。しかし女性参政権や女子の高等教育への道を切り開いた活動は、大課題を果たし成果が定着するや、歴史の表舞台から消えていった。今引用した女性歴史学者が研究の出発点として綴った回想は、そうした事情を伝えている。

b 女性組合とサロンの間

女性主体のアソシエーション（クラブ・組合）に標準を定めた研究が本格化するのには、目安としては一九九〇年代からで、かなり新しいテーマと言えるが、これは何もかもがそれまでは空白であったという意味ではない。女性運動の著名なリーダーたちの事跡は追憶され、折にふれて顕彰されてきた。たとえば（以下で多少ふれる人名だが）ルイーゼ・オットー・ペーターはドイツ帝国の版図を視野に入れて女性運動の組織化に取り組んだ代表的な存在で、一八六五年に「一般ドイツ女性組合」（ADF）を結成したことで知られる。同じくアウグステ・フィッケルトは十九世紀末から二十世紀にかけてオーストリア帝国において女性の社会的立場の向上を牽引したオピニオンリーダーとして、一八九三年に「一般オーストリア女性組合」（AOFV）を設立した。これらは、ドイツあるいはオーストリアの学校教科書に載っている。同じように近代の女性運動で輝かしい存在をアメリカにもとめると、一八九〇年に結成さ

れた「女性クラブ総聯盟」（GFWC）、またそのリーダーのなかでも代表的なジェイン・カニングラム・クロリー（一八二九—一九〇一）がそれにあたるだろう。⁽⁸⁾しかしこれらの先覚者たちの活動の軌跡を追うことと、彼女たちが設立した団体をどう考えるかは次元が異なるテーマである。後者は、結果という行為とその歴史を問うており、集団形成に焦点を合わせているからである。

そこで参考までに、別の種類の結集にふれておきたい。今問題にしている結集形態とは時代的には重なるが性格の異なった例を対比させるなら、たとえば特定の女性を中心となって繰り広げられたサロンがある。十九世紀初めのフランスではスタール夫人（一七六六—一八一七）のサロンが文化の輝きの一角を占めていた。また少し遅れてドイツのベルリンでサロンを采配したラーヘル・ファルンハーゲン・フォン・エンゼ夫人（一七七一一—一八三三）となれば女性解放思想の系譜にも位置づけられる存在である。ウィーンのパウリーネ・フォン・メッテルニヒ侯爵夫人（一八三六—一九二一）は長期にわたって文化活動のパトロンであり、そのサロンから多くの藝術家が育った。しかし当然ながら、そこでの集まりは、市民的な結社とは別種であった。もつとも社会問題にも取り組んだサロンの女主には、文筆の才能も豊かであったベッティーナ・フォン・アルニム（一七八五—一八五九）がいた。コレラ流行時の社会活動や一八四八年革命への姿勢、また貧民の困窮を支配者に直言する体裁

の書物（「国王の読むべき一書、茲に呈す」と一時期の収監、さらに若きカール・マルクスの訪問に応じたエピソードもあり、ユーロ導入までのドイツの五マルク紙幣には肖像畫が刷られていた。

しかしサロンはアソシエーションとは異なる。それはアソシエーションの構成要素である《定款、民主主義的な規則、事業報告義務、そして自由な入退会》（H S a . . . 一四）という形式を備えているかどうかによっても明らかである。なお定款には団体の目的と目的遂行の手段が謳われる。また規則の根幹をなすのはメンバーの総会と、代表者及び執行部の選出方法である。事業報告は会計報告を含んでいる。すなわち《世俗的ないしはシヴィリアンのオーガニゼーション・モデルとしてのフェルアイン（アソシエーション）》（同）である。

c アメリカの女性組合

女性にとってアソシエーションとは歴史的に何であったか、が正面から問われてこなかったことは、今挙げた国際フォーラムの報告集にあたる論集『組織化と参劃』へのアメリカの研究者の寄稿からも知ることができる。と共に、歴史の数頁を整理するだけでは終わらない意義を説いたのが、歴史学者アン・ファイラー・スコット（一九二一—二〇一九）であった。合衆国南部の女性史研究の開拓者で、ノースカロライナ州デューク大学の歴史学の教授、またアメ

リカ史学会の会長もつとめた。女史はその論考を次のように書き始める（スコット二〇〇二・七五）。

アレクシ・ド・トクヴィル以来、多くの社会学者は、自由な参加に基づくアソシエーションはアメリカ合衆国の早い時期の機構の特徴との見解を表明してきた。しかし・・・女性の歴史そのものへの関心は低く、持続性もなかった。一九四四年にアーサー・シュレジンジャー（シニア）は、同僚の歴史家たちの目をこのテーマに向けさせた。《集団行動へのトレンドがアメリカの歴史に入ったのはまことに徐ろであった。・・・一般論として言えば、アソシエーションの成立は、デモクラシーによる自持・社会経済生活の発展と（むしろそこで増大する複雑性も併せて）並行している。・・・人間の生き方においてその影響を受けずにいられるような領域はどこにもなかったと言ってもよいくらいである。》・・・にも拘わらず今日までアメリカの歴史にとってアソシエーションが果たした役割への包括的な歴史的分析はなおなされていない。たしかに、女性組合に関する研究は大量に存在し、特定の組合や個別のソサエティについても書かれている。しかしそれらの諸研究を関聯付け、それぞれの意味あいを大きな脈絡において解することができるような一般的な概念規定は欠けている。

個々の団体についての研究は決して少なくない。またアソシエーションやソサエティやクラブの創立何十周年といった記念誌類は絶えず編まれている。アソシエーションの一つである野球のMLBの個々の球団の動向や歩みとなれば日本でも日常的な話題である。しかしアソシエーションやソサエティと切っても切れない関係をつくっている人間の存在の仕方を理論的に把握するという方向へは、なかなか関心が向かない。

女性のクラブ・組合への結集とその歴史について、スコット女史は、一七九七年にイザベラ・グラハムがニューヨークで「子供をもつ貧困寡婦を支援するソサエティ」を設立した一七九七年から説きはじめ、《闘いが決着した》一九二〇年までを四期に分けて概観した。その年に聯邦憲法修正第十九条のかたちで女性参政権が実現したのである。南北戦争期も一つのエポックとなっており、北軍あるいは南軍を支えた女性組合の存在や奴隷解放運動への女性組合諸団体の関与も特筆される。

しかし二〇世紀前半の参政権問題の決着が大きな区切りとなるのは、その実現の後には女性主体のクラブ・組合が歴史の教駒と化したことをも意味する。それだけにスコット女史が、女性運動には社会と家庭において男性と同等の権利と立場を女性が追求するのにとどまらない意義があった、と説いたことが注目される。女史はその論説を、《十八世紀末、女性団体は一種の早期警戒システム》として

機能し始めたと見るところから説き起こした。またその要素は、初期だけではなく、歴史を通じて見ることができ、環境保護運動もそうである、と言う（スコット二〇〇二・八七）。

自然資源の保全は、各地で、女性ソサエティの主要な関心事の一つとなった。そこで一八九〇年代に手掛けられた作業は、一〇年後に《自然保護運動》と呼ばれることになる動向を先取りするものだった。カリフォルニアのレッドウッド（赤い森）、キングズキャニオン国立公園、メサ・ヴェルデ、ハドソン川のパリセーズ崖、これらは女性ソサエティのお陰で、さもなければ間違いなく起きていた破壊から護られたのである。一九〇六年の《聯邦食品・医薬品法》の議会での可決にも「女性クラブ総聯盟」の力が大きかった。

他にも《地域ハウスキーピング》のコンセプトや、母子の健康のケアに関するシェパード・タウンナー法（一九二一年）を実現させた女性運動が挙げられる。さらに大局に関わる場所では、資本主義が驕進するなかで人間的な健全さを保つたためになされた軌道の調整もそうであった（スコット二〇〇二・八九）。

北米社会が基本的な信条としての社会ダーウィニズムから幾ら

か距離をとってデモクラシーと社会倫理の方向へ舵を切ったのには、女性による諸々のオーガニゼーションがそれに向けて影響力を行使したことが本質的にはたらいた。

たしかに女性組合の場合、それが掲げた課題は、活動が軌道に乗って実った後、法制化され、また国や地方の行政に取って代わられ、その経緯はフェードアウトさながらかすんでいった。しかし国や地方政府や社会全体が本来果たすべき課題を指摘し雛型をつくって準備したのは、男性の後を追って遅ればせに同等の立場を手に入れるだけが女性運動の意義ではないことを意味する。《女性のオーガニゼーションは一種の早期警戒システム》と言えるほどその時々の状況がかかえる問題性を敏感にとらえる仕組みとなり得るもので、過去の実績は、現代と未来に向けた確かなキャリアに他ならない。スコット女史のこの考察は正鵠を射ている。

(三) 女性組合と《公共性》

女性が主体になって結成・運営されたクラブ・組合の際立った特質を挙げるとすれば、それが《公共性》の概念を中心に繰り広げられたことであろう。英語では publicness、ドイツ語では Öffentlichkeit である。その事情は次に取り上げるが、そのさい注

目したいのは、さらに踏み込んだ言い回しとして《組合公共性》(Verinsöffentlichkeit) という言い方があらわれることである。『組織化と参劃』の編者リタ・フーバー・シユペールが論集のはじめに概論として執筆した「序論」のなかでもちいた語法である(HSa: 二〇)。もつとも、これは女史の主たる論説のなかでは使われておらず、他の論者もその言い方をしてはいないところから造語と思われる。が、それに込められた内容は他の論者にも共通する。なお一般的には、《市民的公共性》(bürgerliche Öffentlichkeit) がキーワードとなるが、論説におけるその強度と頻度は、男性組合あるいは男女混合の組合の議論の場合とは比較にならないほどである。

a 《男性組合》と《女性組合》

マルグレート・フリードリヒは、その論説のはじめに「男性組合と女性組合」の見出しをもうけた。もつとも《男性組合》という言い方は通常あまり聞かない。女史が指摘するところでもあるが、一般論の場合は、論者が意識しないまま、男性が中心のケースが考えられているからである。それを踏まえて言われる《男性組合》だが、ことさら男子だけの結束を強調する若者組や戦士団的な結集を指すのではなく、ごく一般のクラブ・組合であり、男女混合も含まれる。そしてこの見出しの下、フリードリヒ女史は、興味深い組み立て方で議論を進めた。歴史学の分野でクラブ・組合研究の基礎になった

のはトーマス・ニーパーダイの論説であるが、そこで説かれたクラブ・組合の特徴についてニッパーダイの文章を引用し、それを女性史の観点からはどう読むことができるか、という対比をおこなったのである。それは四項目にわたるが、ここではその最初のテーゼを取り上げる。まず、ニッパーダイのまとめ方である。

組合の設立者の志向は、家・身分・職業・伝統的儀式に縛られない自由な集いのなかで《気持ちに即して》楽しみに結集することにある（N…一四）。

クラブ・組合のこの最初の特徴が、すでに女性には直ちにはあてはまらない、とフリードリヒ女史は言う。そもそも自由な集いのなかで《気持ちに即して》楽しむために集まることは、女性が家庭から外へ踏み出す理由としては成り立たなかった。《組合という半公共性への踏み出し》のためには《偏に社会的に意義のある活動であると言いつけることができる》何かが必要であった。女性の場合は、社会の役に立つ活動と言えることが、外の世界へ出るにあたって、正当とみとめられるほゞ唯一の道であった。これが必然的に、《男性組合》と《女性組合》の結成のモチーフの違いにつながった。

なお敷衍すれば、ニッパーダイは、一七六五年のハムブルクの「愛国協会」から説き起こし、また《その時期、ドイツでは、幾つかの

近似した集団の形成が起きていた》として、具体的に組合の名称と設立年を列挙した（N…一〇〇—一一）。その中から団体の種類だけを幾つか拾うと、次のようなものである。「読書協会」、「ドイツ語詩歌協会」、「医学読書協会」、「学術協会」、「学知アカデミー」、「学者協会」、「ミュージアム協会」、「コンサート協会」、「音楽実修協会」、「農業協会」、「農業経済協会」、「経済協会」、「物理学・経済学協会」、「慣習学と農業の組合」、さらに十九世紀の初めになると「歌唱組合」や「体操組合」、さらに「印刷出版組合」が入って来る。総じて、メンバーが相互に知識を持ち寄り、併せて藝術・学術の知見や技術を一般に広めて社会への寄与を図った結社であった。またその淵源に当たるものとして、十八世紀前半の「国語協会」、「コーヒーハウス」、「フリーメイソン支部」が挙げられる。

男性組合が発展したのは《アルコールと共に教養も味わうことができる》一種の知的な飲食館》においてであった（F…一三〇）。

それに対して女性組合の典型的なものは、困窮した女性や少女・孤児の救済、産褥女性への援助、少女・児童への教育、また女性を対象とするだけでなく病者・傷病兵士への手当てなど、少し後には成人女性や少女への職業・働き口の斡旋や職能向上への関与も加わっ

た。すなわち、ほとんどはソーシャルケアであった。働く女性たち自身の職業別の組合はかなり後のことである。少なくとも十九世紀の後半・末頃までは、学問・藝術・理念の弘布を目的とした結集はほとんど見られず、地域の名士たちの交流の場「カジノクラブ」(賭博場ではなく遊戯と社交の場)も、女性が排除されてはいなかったにせよ、やはり縁遠かった。

b 《社交》ではなかった《女性組合》

歴史学の分野でクラブ・組合の発生と初期の展開を整理して以後の研究の土台を提示したのがトーマス・ニーパーダイであったが、そのとき資料の豊富さから先ず参照された先行研究は、民俗学者ヘルベルト・フロイデンタールの『ハムブルクのフェルアイン』であった(フロイデンタール一九六八)。五〇〇頁を超える大著で、ハムブルクに消長した数百のクラブ・組合について、ハムブルク市の図書館や資料館に収集された古記録を掘り起こした労作である。それには「社交の歴史学と民俗学のために」というサブタイトルがついている。つまり《社交》が主導概念であるが、これには背景がある。フロイデンタールの民俗学者としての経歴と業績については毀誉褒貶があるが、ここでは踏み込まない。とまれ、戦後はクラブ・組合との取り組みに没頭し、また文書資料の調査を基礎にただけに研究には十数年を要した。その間に社会学界とその隣接分野では変動

が起きていた。先に挙げたルネ・ケーニヒによるテンニエスへの理論的検証で、《ゲマインシャフトとゲゼルシャフト》が社会学の概念ではあり得ないという批判は、やがて学問的に使えるものではない、というところまで進んでいった⁹⁾。そのなかで見直されたのがゲオルク・ジムメルの《集団の社会学》であり、社交はそのでの主要な概念であった。その後一九七〇年辺りからはアメリカのタルコット・パーソンズ等の社会システム理論がドイツでも関心を呼び、クラブ・組合研究でもそれに合わせた試みがなされるようになるが、フロイデンタールが研究を進めたのはその少し前の《ジムメル・ルネサンス》の時期であった¹⁰⁾。《社交》がキイワードとなったのは、そこに由来する。

ニーパーダイのクラブ・組合研究の創成期に関する見解においても、フロイデンタールに歴史的素材をもとめたこともあって《社交》の概念が一定の比重を占める。それは決して間違いではなかった。愛国協会だけでなく、読書協会やミュージアム組合や学術諸分野の団体、また体操組合もメンバーの相互交流とそれによる人格・教養の向上をモチーフとしていた。出版の自由をもとめる出版関係者と知識人の結集は自己の利害と政治を論じる場であった。総合的な農業改善組合はもちろん、細かいところでは貧農のジャガイモ栽培を支援する組合や新型養蜂箱普及組合なども専門知識を相互に交換しつつや社会への貢献を図る種類であった。十九世紀半ばに時代の

テーマともなった地域消防団はコミュニティの安全への志向、監獄改善組合はヒューマニズムの運動であった。つまり一方の極には社会の特定の課題への関与とそれによる社会貢献というランドマークが聳えていた。定款に謳われた組合の目的である。そして他方の極として社交がもう一つのランドマークであった。クラブ・組合において政治的状况を含む世相への幅広い関心が培われたのは、そこがメンバーの相互交流の場だったからである。しかしクラブ・組合のその一般的な特質が女性組合では成り立たなかった。たしかに気付かされれば、歴史的現実として意外ではない。それだけにマルグレート・フリードリヒが事態を構造的にとらえたことが注目される（F. 二二一）。

組合への参加を通じて、女性たちは、市民社会の形成以来自分たちに割り当てられてきた家というプライベートな空間での役割から解放されたが、その組合活動の唯一ないしは本質的な内容は他者へのケアワークであった。組合のあり方を特徴づけている《毎日の集い》¹⁾では、女性組合において中心になったのは、身体を使う活動であり、一緒にテーブルを囲んでお互いの考え方を話し合おうとする希求とは別物であった。男性たちは、組合の夕べの場でのそうしたオフィシャルではない会話を、職業面の次の一歩や自己の社会的昇進に役立てることがで

きたが、女性の場合は、学校設立などの営為まで行ってようやく自分たちの状況の改善につながるのだった。

《男性組合》との実際的な違いとして、《女性組合》にはほとんどの場合《たまり場》がなかった。小さいながらも学校の設立まで行っても、その一室で打ち合わせをする程度で、《男性組合》のような常設の事務局はなかった。フリードリヒ女史は、女性組合がオーストリア帝国において最も進んでいた一八九〇年代のウィーンですら設立に関与した小施設の一室が臨時の作業打ち合わせ程度であったことを、学校名を挙げて説明している。女性組合は《社交》の場にはなっておらず、互いの知見を交換する機会も乏しかった。

しかし女性たちが意見や知見の交流の場をもたなかったために政治的情勢から常に遠ざかっていたとも言えない。緊迫した世相において、それに特化した呼びかけには敏感に反応した例もみられる。特に、一八四八年革命を挟む約一〇年間に教会官庁の統制外で起きたドイツ・カトリック運動の場合がそうで、運動自体も従来の理解ほど泡沫的とは言えず、また呼応した人々には女性の比率が高かったことが明らかにされている。²⁾

また参考として別の角度からの補足であるが、近代史のかなり長い期間を通じて女性には社交の場がどこにもなかったわけではない。他の尺度をとれば、そうした機会は幾らもあった。たとえば隣

組の運営や人生儀礼では女性が実質的に切り盛りをすることが多かった。女性が担当する季節の共同作業の場もあった（冬の初めの鶯鳥の羽毛むしり、冬季に一室に集まって行う糸紡ぎ等）。婚礼の前後には女性だけの決まった集まりが開かれた。さらに共用井戸での井戸端会議、共用のパン焼き小屋、村の鍛冶屋の店先（ここは男性も一緒）、女仕立師の仕事場、婚礼調度のお披露目、これらはあるこれの品評の場であり風評の発生源でもあった。しかしそれらは、市民的結集の原理による集まりではなかった。

c クラブ・組合の《公共性》への疑義

女性組合の研究では公共性が目立ったキイワードになるのに対して、男性組合（と断ることは少ないが歴史的には男性が主導）の場合は、先鋭な論者ほど、公共性を言い立てることは慎重である。むしろ仲間うちで埋没する自閉性が問題視される。その側面からクラブ・組合の分析と評価を進めてきた一人は民俗学のヘルマン・パウジンガーである。パウジンガーは、クラブ・組合が市民的結集を担ってきた役割を説く一方、そこが内向き志向と視野の狭さの温床助長の場ともなるマイナス面と隣り合わせであることに注意を喚起してきた。教会堂鐘楼下の政治（Kirchturnpolitik）すなわち村の政治的な視野狭窄や、実効性とは無縁の床屋政談である。主にスポーツ組合を例にとった次の一節もそうした側面を取り上げている（パ

ウジンガー二〇〇〇「河野・訳」七九―八〇）。

多数の、たぶんドイツの大多数のクラブ・組合組織では、昔も今も、メンバーは愛着をもち、その属するクラブ・組合とのある種の一体化（イデンティフィケーション）が続いている。それにクラブ・組合はその機能が多彩であることによって、つまりそのなかには会長から会計係まで、またトレーナーから場内管理人までがふくまれることによって、昔も今も、社会学者の言い方を用いれば《社会的人格の練習場》でありつづけている。……ドイツではクラブ・組合組織が大きな意味をもっていると言っても、そもそもそれは十九世紀の市民社会の産物であり、それゆえドイツ人の政治的覚醒を証しているのではなく、むしろ長期にわたった政治的失神状態と中性化の証左にほかならない。

……クラブ・組合活動に入れあげている者にとっては、自分がそのメンバーであることは途方もなく大きな意味をもっていた。そうした熱狂者は、特定の一つか複数のクラブ・組合への忠誠を棺桶まで引きずった。事実、ドイツでは、葬儀は一種の演出でもある。そこでは、会長による弔辞と献花が最も大きな比重を占める。……たしかにその人物にとって、クラブ・組合の外では、人間らしさを味わえる大きなチャンスは先ずな

かった。そこは彼にとって世界であった。クラブ・組合は、彼にとって公共の場の代わりになるもう一つの形態であった。

クラブ・組合は公共性そのものからは遠い、質の劣った代替の場という理解であるが、またバウジンガーは、ドイツ人は、それにも拘わらずクラブ・組合を離れることはできないとも言う。見方を変えればそのジレンマは自己を見直すチャンスであり、地に足を着けてクラブ・組合と共に生きるという自覚をバウジンガーは促している。

ニッバーダイの論説でも、クラブ・組合がそのまま公共の場とはされず、《疑似公共性 (Quasi-Öffentlichkeit)》や《プライベートな公共性 (private Öffentlichkeit)》の形成とされ、またそれをユルゲン・ハーバーマスの『公共性の構造転換』における考察と重ねている (N: 一三六)。かく、一般的なクラブ・組合の理解では公共性の概念には何らかの留保がついている。概括的に言えば、社交の場だったからである。それに対して女性組合に関する女性研究者の理解では、多くの場合、組合は公共性ないしは公共性に直結する足掛かりであった。十九世紀の大部分を通じて、クラブ・組合は女性にとつては自閉性の場となる以前のものであり、それゆえそこで言われる公共性は、中身を探ると、場の未達成のままでの社会への参画であった。

(四) 女性主体のクラブ・組合の変遷

リタ・フーバー・シユペールが編者としてまとめた論集において、女史が執筆したのは三篇である。「前書き」、やや長文の「序論」、そして論説「ドイツ市民社会における女性主体のクラブ組合―《長き十九世紀》…一七八〇―一九一〇年期の概観」である。いずれについても、国際フォーラムの主催者として全体の輪郭の提示を心掛けたようである。筆者がその論説を訳したのは、歴史的概観に適しているからである (H S b)。また「訳者解説」では「前書き」と「序論」にも言及した。すでに翻訳を供しているため、内容の細かな紹介は省いて、論旨と構成を押さえるにとどめる。また、併せて論集に収録された他の論説にも注目しながら、このテーマの特質と広がりを考えてみたい。

a 女性組合の《長き十九世紀》

フーバー・シユペールの論説はサブタイトルにあるように十九世紀を通じての変遷の基本を問題にしている。なお《長き十九世紀》とは、イギリスの歴史学者エリック・ホブズボームが提唱した歴史区分で、元は一七八九―一九一四年期を指す。フランス革命の始まりの年が挙げられることから、起点は身分制と絶対王政のアンシャン

レジームである。他方、終点は第一次世界大戦の勃発であるために、すでに市民社会が成熟の度合いを深めており、ほとんど現代である。その百年余りの間に、憲法を掲げた国家形態も産業革命も科学技術の進歩も世紀末も入って来る。ホプズボームは対比的に《短かき二〇世紀》という言い方もしている。この《長き十九世紀》は、西洋の近・現代史の尺度ではあるが、感覚的にも説得性をもつところから応用されることが多い。

フーバー・シユペール女史の論説では、十八世紀末から二〇世紀初めまでの女性組合の展開を質と量の両面から整理することが試みられる。一〇〇年余の期間は五つに区分され、時期ごとに女性組合の結集のモチーフが特定される。また量の面では、歴史的事態の調査が進んでいた数都市について、時期ごとの女性組合の数を把握することに努めている。ライプツイヒ、カッセル、ミュンヘン、ケムニッツなどである。また十九世紀末についてはドイツ全土の統計資料を援用している。それらを数種類のグラフにしているのは理解を促す上で有効である（拙訳を参照）。

b 女性組合の結集における自主性と受動性

女性を中心の結集が研究対象となるのは近年のことだが、その現象を特定して実情を把握する作業は、意外にも、すでに二〇世紀はじめに国家がそれに着手していた。一九〇九年にベルリンの「ドイ

ツ帝国統計局」は同年の統計資料集の別冊に「ドイツ帝国女性団体統計」を載せ、そのさい対象となる団体を六種類に分類した。一般的女性運動の団体、職業団体、社会的団体、慈善団体、教養団体、政治的団体である。先に挙げたハインゾーン女史は、それをハムブルクの歴史的事態に合わせて四種類に整理した。《一般的な女性運動には政治的組合を併せることができるが、それはハムブルクでは両者が人的な面でも内容面でも重なるからである。また社会的組合と慈善組合の区分は無視してもよく、それは時代がやや古い慈善組合は新しい社会的組合の先行者であることが多いからである》（ハインゾーン二〇〇二：二四二「注」三七、詳しくは『政治とジェンダー』三九以下）。元の六種類をもちいるか、四種類に整理するかはともかく、統計資料の企劃に由来することから活動の外的な特徴に即しており、分類としては客観的とも言える。それもあって、フーバー・シユペールは、基本的にはこれを下敷きにし、それを支える理論としてハインゾーンを援用している。

分類については後に改めて取り上げるが、ここで見ておきたいのは、女性の結集の解釈である。一口に言えば、ある種のものについては国家や支配権力に動員されたことと見ることの当否である。女性主体のクラブ・組合の形成の最初の大きな波は、ナポレオン支配からの《祖国解放戦争》に因んだものであった。と共にそれは、国家の危機が過ぎると、もはや歓迎されず、短期間で衰微した(H S b. .

二五)。

解放戦争の時期、すなわち一八一三年の春から一八一五年の夏にかけて、組合設立の波が嵐の如く高まった。ベルリンではただちに、戦場に赴く義勇兵を支援するべく最初の女性銃後組合が幾つも設立され、それに合わせるかのようプロイセン王室は女性たちに(フランス支配からの)国土解放への女性の協力を公式に呼びかけた。他の諸領邦の支配家門もプロイセン王室に倣った。かくして、上からの促しか、下からの独自のイニシアティブかともかく、至るところで女性組合が設立された。社会参加を果たした組合女性たちは、その活動コンセプトを平時の営為にも継続させることを模索し、進歩的な官僚たちも、経験を積んだ女性組合を自治体の機関、たとえば女学校や孤児院の運営に活かすことを考えた。しかし家父長制の側からの反発はすさまじく、程なくそれが議論を制し、女性組合の将来は閉ざされた。雑誌でも、学校・救貧院の運営に関わる審議会で、国家の最上部でも、女性を自治的な公的機関(これらは男性による公共性と社会参加の核心部でもあった)に恒久的に存在させるといふ考え方は、不快と排斥に見舞われた。ほとんどすべての女性組合は解散するか、あるいは公共の場から退いて、目立たないかたちで辛うじて存続を図ることになった。

政治の要素がからむ場合、先ず思い浮かぶのは、女性が国家や為政者によって戦時動員されたという受動的な理解であろう。しかしフーバー・シユペール女史も他の女性史家もその側面を強調することには概して否定的である。その時期、同様の浮沈に見舞われたのは女性だけではなく、あらゆる階層にわたっていた。また危機が過ぎると邪険に扱われたのも女性組合だけではなかった。それは体操運動の経緯と重ねてもよい。

《体操の父》フリードリヒ・ルートヴィヒ・ヤーンが一八一〇年に始めた祖国愛に裏付けられた体操者の結集は、ナポレオンを追撃する過程ではプロイセン首相ハルデンベルクの後ろ盾をも得て順調に発展し、義勇軍の供給源の一つともなった。しかし対仏戦争が終わり、時代がウィーン体制へと移ると、復古基調のなか、メッテルニヒによって危険視されて《体操禁止》(一八二〇年初)の暗転が起き、ヤーンも逮捕監禁された。が、二〇年余を経てメッテルニヒ主導のヨーロッパの国家体制が綻びはじめる体操者たちは次第に活力を取り戻して、一八四八年革命の一翼をになうまでになった。これは図式化したまとめ方であるが、いずれにせよクラブ・組合の結成は決して受動的なものではなかった。一面では国家や為政者の意向に沿って作られることはあるにしても、基本は自由な市民の意思であった。

女性組合についても、祖国解放戦争のときこそ国家による動員の

一面はあったものの、その後の政治性を帯びた結集は国家の意図に縛られたものではなく、それどころか国家にとって不都合な事態にもなった。一八三〇年代初めの親ギリシア運動やポーランドの民族運動への共感では《女性たちは……独自在イニシアティヴを發揮し、自分たちの下支えを活かして政治的関心を促すことができた面があった》(Hsb. 二二七)。ギリシア独立戦争はドイツ語圏諸邦の為政者には遠い異国のできごとであった。が、一八三〇年のワルシャワでの十一月蜂起に始まるポーランド人のロシア帝国への抵抗の場合は、国際関係の変更を望まないプロイセン王国をはじめ各国政府は民間で高まるポーランド支援の運動に神経をとがらせた。事実、国境閉鎖の挙に出た自国政府の政策とはうらはらに、女性たちはポーランド支援の組合を各地で結成した。そうした傾向の延長線上で、一八四八年革命では変革に賛同する女性の団結が大きな波となった。かく見ると、戦時や政治情勢に際しての女性の結集は決して政府や為政者の意に沿ったものでも、コントロールされるものでもなく、自由な市民としての社会参加が基本的な底流であったと解するべきだろう。

しかし他方で、一八四八年革命において見られたような国家形態に関わる理念性が女性の結集の一貫したモチーフというわけではなかった。実情はむしろ逆で、女性たちは目前の作業に埋没していた。女性が家庭の外へ出ること自体は敷居が低くなっていったが、その

活動は主要には慈善や福祉や福利厚生に関係した実際作業であり、理念を磨く場というには程遠かった。それが解決されるには、視野を広げる意味でも、組合メンバーの教養の向上という意味でも、広域的な組織、できれば全国組織と相互の交流が必要であった。

c 《一般女性組合》の成立

論集『組織化と参劃』には、女性史家ベアーテ・クレムの論説が収録されており、サブタイトルが謳うように《一八六五—一八九四年期のドイツにおける市民的な女性運動の広域ネットワークの開拓者としてのライプツィヒの女性たち》を扱っている(クレム二〇〇二)。クレム女史は、ライプツィヒ大学に学んでライプツィヒの女性組合の歴史的研究で学位を得ており、国際フォーラムの頃は『ライプツィヒ民衆新聞』社のアーカイヴが活動拠点であった。

ライプツィヒに標準を定めることは、ドイツの多くの都市の任意の一つではない意義をもっている。ドイツ全土の女性組合の頂上組織ないしはセンター的な組織がここで結成されたからである。それは単なる連絡機関ではなかった。これには、男性組合と比べて女性組合に特有の問題が絡んでいる。先にもふれたように、女性組合は、慈善や社会奉仕の実際行動に偏っており、男性組合のようなメンバー相互の《社交》による知識の向上や知見の交換の側面は貧弱であった。他の団体との交流によって自己を相対化する機会もほとんど

どなかった。そのため、広域的な交流を潜在的に必要としていたのは女性のクラブ・組合であった。

その課題に向かって行動を起こしたのが、ライプツィヒに集まっていた女性活動家たちであった。それには背景がある。ライプツィヒはドイツでは特に文化面において大きな役割をになっていた都市で、殊に書店・出版社・見本市のセンターとしてドイツの言論の一点であった。文化とコミュニケーションの開かれた風土であったことは、「一般ドイツ女性組合」(ADF)の指導者となった女性たちにはライプツィヒの出身ではなく、ドイツの各地からやってきて女性の立場からの運動に入ったメンバーが多かったことからもうかがえる。またライプツィヒは一八四八年革命では急進派の拠点都市であり、ローベルト・ブルームが市役所のバルコニーから革命を呼びかけ、同市の組合数団体を背景にフランクフルト国民議会の代議員に選出された。

そうした条件を身体に沁み込ませていた観のあるのがルイーゼ・オットー＝ペータースであった(オットーは結婚後の追加姓)。一八四八年革命の当時は二十歳代の後半で、ジャーナリストとして新聞各紙に寄稿し、また当時の言論人や初期の労働運動の指導者とも交流があった。ラディカルなブルームをも直接知っていた。そして革命が抑え込まれた約十五年にわたる反動期がようやく弛緩に向かう状況で運動を起こしたのである。折からドイツは産業革命の

真っ只中にあり、経済的上昇に伴って労働運動だけでなく、成人女性・少女の勤労環境や初等教育後の教育の継続など多くの問題が生じていた。したがって機が熟していたと言えるが、機運を掴んだのは非凡であった。簡単な比較はできないが、女性組合の全国的な聯合ないしは頂上組織の成立は、アメリカより二五年も早かったのである。

オットー＝ペータースが組織運営にすぐれていたことについては、様々なエピソードがある。「一般ドイツ女性組合」の執行部は女性だけであったが、創設に尽力した男性たちを助言者とし、また労働運動の指導者となりつつあった青年アウグスト・ペーベル(一八四〇―一九一三)をそこに加えた。さらに一八四八年革命の挫折とその後の反動期を生きた経験から国家権力とその時々の担当官庁との付き合い方にも勘がはたらいたようである。ADFの一八八五年五月一九日の臨時総会では、既婚女性をメンバーとすることに關する組合規約の第五条を手直しして、必要な場合は《既婚女性の入会申請にあたっては夫の承諾書を添えることとする》とした。この《ザクセン王国への妥協のポーズ》は男性と同等な女性の立場を主張してきた原則に抵触するとの反発が内部で起きたが、オットー＝ペータースは同志たちを説得した。組織を官庁の認可団体とすることと女性運動の理念の全国への拡大を重視したのであり、また問題の条項も実際にはあまり悶着の種にはならなかった。

(五) 市民的結社としての女性組合をめぐる

フーバー・シユペールが編んだ論集が刊行された翌年、フェミニズムの歴史をテーマとする専門誌に書評が現れた。⁽¹²⁾ 評者はマルグレート・フリードリヒで、論集の構成と内容を一通り紹介してその意義を評価しながらも、批判をあらわにした。要点は、女性組合の歴史を整理してはいるが、総じて《シャープさに欠ける》と云うのであった。女性主体のクラブ・組合の歴史的研究ではフリードリヒ女史は先行者であり、フーバー・シユペール女史もそれに言及していた。しかし、本質が理解されていない、とフリードリヒ女史は見たようである。

a 女性組合をめぐる《周辺と中心》

フリードリヒ女史の論説のサブタイトルは意味が通じるように語を補ったが、直訳すると「周辺と中心における十九世紀の市民的な女性組合の活動と意義」である。周辺とはザルツブルクを、中心はウィーンを指している。この対比は、クラブ・組合研究の里程碑的な論集であるオットー・ダンの編著においてダンが序文の中で取り上げた研究上の留意点と関係する（ダン一九八四・八）。すなわちクラブ・組合の展開に取り組めば必然的に十九世紀が取り上げられ

ることになるが、ドイツの場合、十九世紀は最後の四半世紀までは因習的な領邦をも含む小国家の集まりであり、市民社会の発展に不可欠な統一的な国民国家に至っていないかったために、クラブ・組合の発展には《中心と周辺》の間に緊張があったことに注意しなければならぬという文脈である。フリードリヒ女史は、主にザルツブルクをフィールドとした。すなわち、クラブ・組合の土台である市民社会が進展するウィーンに対して、領邦的な要素が残るザルツブルクという同時代の両極である。なおザルツブルクが辺地というのは今日では（特に外国からは）違和感が起きるが、これには説明がある（F・一二一―一二二）。

・・・周辺部としてはザルツブルク市を例にとった。元は独立した大司教伯領邦の中心であったが、政治的・経済的には縁辺の郡都になってしまい、再びオーストリア帝冠領ザルツブルクとなったのは、ようやく一八六一年であった。それゆえ十九世紀を通じて見ると、先ず起きたのは産業都市からの脱落と地方化という後退であった。が、やがて、交通網の発達と観光に活路を見出して第三次産業の部門で経済的な上昇を迎えるというように推移した。それに対して中心として機能したのは首都のウィーンであった。そこは、政治的な決定の担い手や経済界の重要な代表たちの居所であった。ここでは女性組合に限定し

て中心らしい《質》の幾つかを挙げるだけだが、ウィーンはコミュニティシヨンの可能性を土台にして、新しい諸理念がたちまち流入して広まる場、また最高水準の重要な文化施設の所在地であった。……

なお付言すれば、女性組合の研究に《長き十九世紀》の概念を応用したのもフリードリヒ女史であった(同)。一般的にはアンシヤンレジームから現代に近い市民社会までという根本的变化を指すが、それを女性の結集に絞った場合は何が問題になってくるかを特定するというのがフリードリヒ女史がキイワードに込めた意味であった。しかしフーバー・シユペール女史は、《長き十九世紀》を通じて女性組合のモチーフと団体数の変遷を追うことに終始してはいるのではない、言い換えれば、女性組合の内部構造を含む質の問題こそ問われなければならないはず、という疑義である。

b 市民的結社としての女性組合の要件

フリードリヒ女史の考察の特色は、市民的結社とは何か、という基本に立ち返ったことにある。(F…一六)。

十八世紀を通じて、身分的な結合体という伝統的で静的な形態は、理性と自治に立脚した個人という理念および個々人の自

由意志による集結への希求によって最終的に克服された。そしてそれに代わるオーガニゼーションの形態としてアソシエーション、すなわちフェルアインが発達した。その特徴は、自由意志による入退会、帰属性の凝縮度が比較的低いこと、基本構造がデモクラシーによること、そしてそれらと結びついた自治(Autonomie)と独立性(Autonomie)であった。

フリードリヒ女史の論説では、女性組合の諸類型が取り上げられる。宗教的な女性組合、庇護者思念を再活性化させた女性組合、《精神的母性》概念を義務とした女性組合、女性教養組合、職業別の女性組合、女性解放運動の諸団体、という章立てである。これは女性組合の歩みと重なるが、劃然とした継起ではなく、重なりや揺り戻しが入って来る。女史が問題にしたのは特に最初の二つの類型で、また両者は重なっていることが多い。そこで言われる《庇護者思念》の再活性化とは、組合メンバーが救援を必要とする女性労働者や貧民の少女たちの面倒を見るにあたって全人格的な庇護者と被庇護者の関係をつくることを指す。たしかに一般教養から貯蓄口座の開設、料理や裁縫までを教えるのであるから密着した関係になるが、学校の教育課程の形式ではなく、因習的な家之子郎等的なものの再来であった(F…一三)。

《家一堂》は核家族と奉公人あるいは労働者へ分解することに
よって消えたはずだが、それが、女性組合の仕組みとして再び
頭をもたげたのである。

家一堂 (ganzes Haus) とは、家長は直接の家族のみならず扈從・
奉公人・下婢をも慈しみ、家人らもまた家長を慈父と仰いで慕う近
代前期の大家族制を理想化したキイワードで、ヴィルヘルム・ハイ
ンリヒ・リールの『市民社会論』(一八五一年)のようなベストセラー
書によって流行を見た。¹³⁾もとより今日では、奉公人は病気になるこ
と追いつかれ、節目々々の雇い替えによる締め付けもあり大家族は常
に火薬庫であったという《歴史の実像》が対置されている。¹⁴⁾が、
十九世紀後半から二〇世紀初めにかけては、その虚像が《古き良き時
代》のあり方と受けとめられ、さらに社会の原像とまでみなされる
ようになったのである。そうした時代思潮と絡む庇護者思想である
が、こと組合的結社となると、それが顕在化したのはキリスト教会
と接する団体においてであった。しかもそれは、庇護者である組合
メンバーの女性と被庇護者の関係にとどまらなかった。組合の仕組
と運営、メンバーの立場とも一聯であった(F・一三三)。

庇護者思想を基盤とする組合には、必ずしもデモクラシーに
沿った組合構造が期待されてはいなかった。……「カトリッ

ク労働女性性組合」の場合は、総会によって委員会を選出し、委
員会は総代と書記と会計係を選んだ。組合の頂点には指導司祭^{プレイゼス}
がおり、指導司祭代行と共にザルツブルク大司教によって指名
された。そして総代はすべての組合決定事項を《お支えする》
こととされた。それゆえ委員会の総代が女性アシスタントと呼
ばれたのは故ないことではなかった。ザルツブルクの「カトリッ
ク労働女性性組合」の場合は、その女性アシスタント(＝総代)
は御上臈ヴァルトブルクツァイル伯夫人で、宮廷女性にして
星十字団の貴婦人であった。……かく、これらの組合にあつ
ては、組織化の本来の当人である女性奉公人や女性労働者の名
前は、毎年の事業報告にはまったく表れない。両組合の組織形
態と活動が示すのは、庇護者と被庇護者の関係にとどまらず、
カトリック教会系の組合組織にはほぼ典型的と言えるものの変
形である。すなわち自治と独立性の無力化であり、それは取り
も直さずヒエラルヒー的指導司祭システムという形によるリベ
ラルな組合モデルの骨抜きであった。

したがって組合と言っても、カトリック教会の大司教や司教が任命
した《指導司祭》が後見人かつ司令官であり、(組合総会で選出さ
れた)委員会メンバーの互選による総代も通称は《アシスタント様》
で、しかもそのポストには高位の宮廷女性が就いた。従って組合メ

ンバーは、団体の規模が大きな場合は上意下達のシステムに身を預け、規模が小さければ聖職者を囲む依存的なグループとなるのだった。

なお指導司祭（プレーゼス）はカトリック教会系の組合の運営責任者でよく使われる職名で、むしろ女性組合だけのことではない。十九世紀半ばドイツのカトリック教会が育成した最大規模のソーシャルワーク団体「コルピング協会」において確立された運営形態であった。プロテスタント教会系でも事情は似通っており、「グスタフ・アドルフ協会」および「グスタフ・アドルフ女性協会」などの運営にそれを見ることができると。

もとよりキリスト教会によるソーシャルワークへの進出は、この分野ではよく知られている。フーバー・シユペール女史も、時代推移によるクラブ・組合の種類の変遷を整理したとき、特に一八四八年革命後の反動期における教会系の諸団体の躍進を把握している。しかし他のクラブ・組合との差異には踏み込まず、モチーフの違いへの留意で取まっている。ニッパードイの場合も、歴史現象として教会系の諸々の組合について代表的な団体の名称を挙げて確認しているが、他のクラブ・組合と基本的には同列に扱っている。

c 女性組合を進展させたモチーフへの諸見解

《女性組合》の歩みをどう考えるか、は論者によって見解に開き

がある。それは歴史の数頁となった過去の整理にとどまらない。どこに重点をおいて脈絡づけるかは、女性の結集の本質的なものをどう考えるか、という現代にもつながる問題を含んでいる。一般論になるが、歴史の理解には現代の問題意識が反映されている。

（ハンザ都市の《自治の伝統》に抑圧された女性組合）

この点で注目されるのは、論集『組織化と参割』におけるキルステン・ハインゾーンの寄稿である。ちなみに女史が著作『政治とジェンダー』において取り組んだのは、《ハンザ都市》ハムブルクには自治と共和制の伝統が生きていたというポピュラーなイメージの化けの皮を剥ぐことであった。事實は、都市の政治は有力大市民の家の（多くは終身制の）代表者によるものであり、官僚組織も頑迷なばかりで行政の専門性には程遠く、増大し複雑化する社会問題には対応できなかった。それが民間のクラブ・組合の設立の背景となったが、女性組合の場合は、都市行政の因習の壁は二重に厚くなった。これを崩して女性組合がどのように進展したか、をハインゾーンは復元した。つまり主たる障碍を都市行政の伝統と解したことになるが、これは見ようによれば、他の障碍の軽視を結果したことにもなる。もっともそれがハムブルクの特質と照応していた面はあったであろう。

具体的には宗教的な組合についてである。市民的な女性組合が個

別に分散して連繋は寛束なかったのに対して、教会系の組合は強みを発揮した、とハインゾーン女史は評価しさえした（ハインゾーン二〇〇二：二四二）。

初期の宗派の原則を特色とする組合は、貧しい女性や児童への支援が前面に立っていた。したがってこれらの組合の構造は、もっぱら慈善活動の緊急要請を特徴とした。決断は即座になされる必要がある、また実行もそれに照応した。これらの諸条件にとつて、組合の中央集権的・ヒエラルヒー的な仕組み、加えてメンバーが限定されていることは有意義であった。しかし市民女性の社会政治的な擡頭としての市民的社会形態への参割が増加すると共に、それに特有の関心が前面に移ってきた。《首座の貴婦人》と《脇のお女中》という伝統的な区分は、権利を等しくするメンバーに取って代わられた。

教会を背景にした組合は、教会のネットワークに支えられて機動性を発揮した、と言う。それが《中央集権的・ヒエラルヒー的な仕組み》であったことも押さえてはいるが、特に否定的には見ていない。なぜなら、《社会的課題に取り組む組合が多彩になると共に・・・関心のある市民女性は、自分が参加して活動するのは宗派の組合かニュートラルな組合か、伝統的な女性組合か新しい女性組合かを決

めることができた》からである。しかし、どんな運営の組合のメンバーとなるのか、それを自由に選択できる立場に女性たちは立っていたのだろうか。

（女性組合の行動原理としての《精神的母性》の概念）

これを早くから一貫して問題にしていたのがマルグレート・フリードリヒであった。女史の考察では、女性の結集は、男性が享受している権利や地位を後追的に手に入れるだけのものではなく、結集の独自性が重視される。それゆえ女史が挙げる女性組合の種類分けは、二〇世紀初めのドイツ帝国統計局に遡る分類とは次元を異にする。先に《庇護者思念》において見たように、外面の特徴ではなく、組合の内部でいかなる原理がはたらいっているかに焦点を合わせている。そこで意味を持つのが、先に女性組合の種類として挙げられた《精神的母性》概念を義務とした女性組合である。《精神的母性》は日本でも幼稚園保育士などの育成における主要概念として知られるが、一般化に至るには後継者の存在も大きかった（F...一三四）。

フリーベルによれば、母性という特質は女性の自然にもとづくと共に、それが進展するには教養と涵養を要する。したがって母性は身体的に母親であることから独立したものと定義され

る。フレーベルの考え方を実行に移したヘンリエッテ・シュラー
 ダー・ブライマンが幼稚園保育士の育成にあたって『精神的母
 性を鍛えよ!』のモットーを掲げることができたのは、そうし
 た背景によってであった。

ヘンリエッテ・シュラーダー・ブライマン（シュラーダーは結婚後
 の追加姓）はフレーベルの姪にあたり、叔父の死後、その教育理念
 への認識を深めて一八七四年にベルリンに「民衆幼稚園・民衆教育
 のための組合」を設立した。今日の「ペスタロッチとフレーベルの
 館」はそこに遡る。ヘンリエッテは、フレーベルの『精神的母性』
 の理念を実践的に発展させると共に、教育とソーシャルケアに関係
 する諸施設を運営した経営の才能ゆたかな事業家であった。

フリードリヒ女史は、この幼児・児童教育の概念に女性の結集と
 活動の重要な契機をみとめた。近代社会を特徴づけるのは『個性化
 と人間解放、新たな市民的公共性の形成』であるが、女性について
 はそれが直ちには成り立たなかった歴史的現実を踏まえて、女性史
 の構成原理を探ったのである（同…一一六）。

個性化と人間解放、新たな市民的公共性の形成という動きと並
 行して、その発展可能性から女性を排除する動きが進行した。
 女性のあり方とその『自然な』規定である妻と母親という観念

を『合理的に』根拠づけたのである。女性の身体的性状への（こ
 れ自体はすでに疑わしくなっている）男性の判断を基に、身体
 とのアナロジーで女性には脆弱・感情的・体力不足・情緒不安
 定がでっち上げられた。

もとより、女性は脆弱ではなく感情的でもなく、体力不足でもなく、
 情緒不安定でもない、と反論するのは正しく、重要でもある。し
 かし、感情も体力も情緒も男性と同じであるが故に男性と同等の権
 利と立場をもとめる、というのは男性優位の社会が掲げた判断の項
 目を受け入れていることになる。むしろそれらは基準にはなり得な
 いという観点から、内在的・内発的な契機として教育家フレーベル
 の概念が顧みられたのである。またその概念を『責務とする』こと
 を活動の指針とするような結社が女性に独自なものとして特定され
 たのは、喫緊の課題とも関係していた（同…一三四）。

ここでは、精神的母性の意味で活動する組合として、宗教宗派
 と結びつかずに社会的惨状を和らげようとしたあらゆるオーガ
 ニゼーションを挙げようと思う。

フリードリヒ女史が問題視したのは、キリスト教会の傘下にある限
 り、女性組合が現実には市民的結社の原理から後退せざるを得ない、

というメカニズムであった。教会への依存のもとでは近代的な市民的人間性は発育不全となり、延いては、女性組合がケアをする相手である困窮した女性労働者や貧しい少女にも依存（庇護者―被庇護者関係）を強いることになる。それは市民社会の福祉ではない、という主張である。ソーシャルワークに臨む女性が自己解放を果たす、あるいは自己解放を目指すのでない限り、他者の解放に手を貸すことはできない、という見解は、たしかに女性史を再構成する上で有効な視点から発せられている。また理論の次元だけのことではなく、《ウィーンでは一八八〇年代に市民女性たちが、下層の少女・成人女性の状況改善に向けて脱宗派の組合を組織していた》（同…一三七）ことに、思想に照応する現実をみとめたようである（同…一三七）。

精神的母性の意味での社会参加へ進んだ女性組合は、教会に組織された福祉活動組合とは逆に、リベラルな組合のイデオロギイに沿って組織された。

この考え方は、フリードリヒ女史のレパートリーである女子教育史でも強くあらわれる。十九世紀半ば以来、キリスト教会は（一か所からの司令による一元的なものではなかったが）広くソーシャルワークに進出した。それには社会民主主義が影響力を強める情勢へ

の危機感も与っていた。女子教育への関与も組織化され、特定の施設（代表的なのはフェクラブルックのフランシスコ会女子修道院）において教育に実践的知見をもつ《学校シスター》が育成されて各地に派遣された。そうした教会の組織力と機動性は効果を発揮したが、反面、市民社会の原理とは開きがあった。そのため女子教育の発展と制度作りには、教会からの独立も課題となったのである。

この問題もからんで、フリードリヒ女史は、女性史を再構成する概念として《精神的母性》を幅広くソーシャルワークに適用した。貧窮者へのケア、教育を十分に受けられなかった女性たちへの教育機会の提供、職能向上への扶助、就職の斡旋、さらに戦時の傷病者への手当も加わる。したがって最広義の使われ方である。そこで注目されるのは、フリードリヒ女史の見解を部分的に取り入れたフリーシューペールが、この概念を《社会的母性》と言い換えたことである（H S b…六五）。これには女性組合と赤十字社運動との関係も絡んでくるが、ソーシャルワークを敵う広義の語法に幾らか違和感を覚えたのであろう。しかし《社会的母性》はこれまた定義の明瞭ではない術語で、社会活動を外面的になぞることになりかねない。それに対してフリードリヒ女史の関心は女性組合の運営の構造に向かっていた。論集『組織化と参劃』への書評において、自治（Autonomie）と独立性（Autokephalie）が機能しているこそ市民的な結集と強調したのはそれを示している。《公共性》も、それを

前提にして成り立つとされる。これらの論議は、決して歴史的な過去だけのことではない。

〔付記〕

今回は、西洋のポピュラーな結社形態であるクラブ・組合について女性史からのアプローチに目を走らせた。歴史の掘り起こしとその過程で繰り広げられた議論であるが、それに注目しなければ見えてこなかった多くのことが姿を現した。歴史研究とは言っても、目下活躍中の研究者たちの多様な見解であり、多くは現代と重なる問題意識である。もとより近・現代の人間の結集をめぐる議論は、西洋だけのものではなく、改めて社会の身近な諸相を問うことが促される。なおここで取り上げた諸々の論説には、既に拙訳を供したものもある。他にも版權を含めて論者たちと相談を進めてきた数篇があり、関心を同じくする方々との資料の共有がいつそう進めばと考えている。

〔注〕

(1) 歴史学者オットー・タンは、その編んだ論集の序文において次のように解説している。《三月前期、とりわけ一八四二年から集中的に、アンシェーション原理をめぐる論議が国民のあらゆる階層の間で盛り上がりつつあることが見て取れる。十九世紀後半にはオットー・フォン・ギールケ（一八四一—一九二二）とローレンツ・フォン・シユタイン

(一八二五—一九〇〇)の取り組みによって、その趨勢は学問研究となって、第一次世界大戦まで重要な成果が続いた。しかしその後、アカデミズムの関心は急速に消失した》(タン一九八四:六)。補足すると、ギールケの主要な理論書は一八六〇年代、シユタインは一八七〇年代まで、したがって十九世紀第三四半世紀までである。この後、議論は法学界における結社に関する法制に限定されたものとなり、幅広い社会学界におけるはなくなった。一九一〇年にマックス・ウェーバーがフェルアインについてはあたかも未開墾の土地のような見方をしたのも、原理的ないしは幅広い社会学理論との関係がなくなっていたからであらう。

(2) ルネ・ケーニヒによるテンニエスの《ゲマインシャフトとゲゼルシャフト》への長文の批判は、当時の日本の社会学界にも同年中に衝撃を受けてとめられ、即座の反応もなされた。しかし、そうした経緯が今日では忘れられている観があるところから、議論の土台を見直すために最近それを訳出し、多少まとまった解説をほごした。

(3) ハンス・フリードリヒ・フォルティーン(一九三七—二〇一三)とディーター・クラマー(一九四〇—)によって編まれた《フェルアイン》特集号であった。Hans-Friedrich Foltn u. Dieter Kramer, *Vereinsforschung* (Hessische Blätter für Volks- und Kulturforschung, N.F. d. Hess. BlätterVJde, Heft 16), Gießen 1984.

(4) Joachim Winkler / Ralf-Rainer Karhausen, *Verbände im Sport. Eine empirische Analyse des Deutschen Sportbundes und ausgewählte Mitgliedsorganisationen* (Schriftenreihe des Bundesinstitutes für Sportwissenschaft, Be.43), Schorndorf 1985.

(5) これら女性研究者のクラブ・組合研究についてはジーヴェルト一九八四「河野・訳」の本文の他、訳注と解説でも取り上げた。

(6) Brigitte Kerchner, *Beruf und Geschlecht. Frauenberufsvverbände in Deutschland*, Göttingen 1992.

(7) 「フェミニズム歴史学叢書」(U) *homme* Schriften: *Reine zur Feministischen Geschichtswissenschaft*, Böhlau Verlag [Wien / Köln / Weimar] は二〇一八年キビ(二)四冊が刊行された。

(8) J. C. クローリー (Jane Cunningham Croly, 1829-1901) と「女性

クラブ総聯盟』(General Federation of Women's Clubs) について英語文献が多いが、日本での紹介は遅れているように思われる。

(9) イングボルク・ヴェーバー・ケラーマン(一九一八―一九三三)は、「メックツラー叢書」の一冊として書き下ろしたの民俗学史の初版(一九六九、後出の注一二の拙訳は第三版)において『ドイツ民俗学 ― ゲルマニステイクと社会科学の間で』において、『この対比概念はもはや使えるものではなく、精々、グループのなかでのある種の姿勢を指す程度でしかなく』と論じた(S65)。

(10) 『ジムメル・ルネサンス』という言い方自体はともかく、ドイツ社会学とその隣接分野におけるゲオルク・ジムメルの再評価は、テンニエスの意義が低下し、次いで一九七〇年代に社会システム理論の影響が強まるという変動のはさまが、それを触発させた面がある。

(11) ここでは運動への言及にとどめるが、この指摘を含む考察としてフライブルク「ブライスガウ」大学の近代史の教授シルヴァ・パレチエックの(近代史家ティーター・ランゲ・ウィーシエの下で作成された)学位論文に基く著作を挙げておきたい。参照: Sylvia Paetschek, *Frauen und Dissens: Frauen im Deutschkatholizismus und in den freien Gemeinden 1841-1852*, Göttingen 1990.

(12) 参照: Rezension von Margret Friedrich. In: J.Homme Z. F. G. (= Europäische Zeitschrift für Feministische Geschichtswissenschaft) Jg.14.1 (2003), S.200-202. 同誌は「マンネン・クックツァー・グループ」レビト社から年に二冊刊行されている。

(13) ヴィルヘルム・ハインリヒ・リールの『市民社会論』(Wilhelm Heinrich Riel, *Die bürgerliche Gesellschaft*, 1851) は『ドイツ人の家庭の常備書』とまで呼ばれた¹²⁾等、リールに引くは次に一章が設けられている。インゲボルク・ヴェーバー・ケラーマン(著) 河野(訳)『ヨーロッパ・エスノロジーの形成: ドイツ民俗学史』(文編堂二〇一一年) 六五―八二頁

(14) 次の拙訳を参照: カール・ジギスムント・クラマー(著) 河野(訳)『法民俗学の輪郭 ― 中世以後のドイツ語圏における町村体と民衆生活のモデル』(文編堂二〇一五年) 一一八頁

参考文献

クレム二〇〇二『ベアータ・クレム「姉妹らしく手を差して伸べて共同作業へ」― 一八六五―一八九四年期のドイツにおける市民的女性運動の広域ネットワークの開拓者としてのライプツィヒの女性たち』(原著) Beate Klemm, „Mit schwestertlichem Handlitten zu gemeinsamem Wirken“. *Leipziger Frauen als Wegbereiterinnen eines überregionalen Netzwerkes der bürgerlichen Frauenbewegung in Deutschland (1865 bis 1894)*. フォーバーニシュベル編著二〇〇二' S.187-210.

ケーニヒ一九五五「河野・訳」ルネ・ケーニヒ「社会学の基本概念フェルディナント・テンニエス『ケマインシャフトとケゼルシャフト』について」(前半: 小解・本文・原注) 愛知大学国際コミュニケーション学会『文明二』第四四号(二〇二〇) 一七―二五頁。(後半: 訳注・解説) 同第四五号(二〇二〇) 八九―二〇頁(原著) René König, *Die Begriffe Gemeinschaft und Gesellschaft bei Ferdinand Tönnies*. In: Köhler Zeitschrift für Soziologie und Sozialpsychologie, 7.Jg. (1955), S.349-420.

ジーヴェルト一九八四「河野・訳」ハンス・イエルク・ジーヴェルト「ドイツ社会学の研究課題としてのフェルディナント(クラブ・組合)」(一) 愛知大学国際問題研究所「紀要」第一五五号(二〇二〇年) 二八七―三二六頁。(二) 同「紀要」第一五七号(二〇二一年) 二九―一六〇頁(原著) Hans-Jörg Stewert, *Zur Thematisierung des Vereinswesens in der deutschen Soziologie*. 一九八四 S.151-180

スコット二〇〇二『アン・フラー・スコット「十九世紀アメリカの女性組合 ― 慈善活動から改革運動へ」 Anne Firor Scott, *Amerikanische Frauenvereine im 19. Jahrhundert: Von der Wohltätigkeit zur Reform*. フォーバーニシュベル編著二〇〇二' S.75-97.

ダン一九八四『オットー・ダン(編)『フェルディナント・ドイツの市民社会』 Otto Dann (Hg.), *Vereinswesen und bürgerliche Gesellschaft in Deutschland*. München [R.Oldenbourg] 1984 (Historische Zeitschrift, Beihefte, Neue Folge, hrsg. von Theodor Schieder, 9)

- テンフェルデー一九八四 ≡ クラウス・テンフェルデー「ドイツ産業革命期（一八五〇—一八七三）のクラブ・組合の発展」Klaus Tenfelde, *Die Entwicklung des Vereinswesens während der industriellen Revolution in Deutschland (1850-1873)*. タムス一九八四^a S.55-113.
- ニッパータニー一九七二「河野・訳」(Z) ≡ トーマス・ニッパータニー(著)河野(訳)解説「十八世紀から十九世紀前半のドイツにおける社会構造としての組合」愛知大学国際コミュニケーション学会『文明二二』第四三号(二〇一九)一〇九—一六六頁(原著)Thomas Nipperdey, *Verein als soziale Struktur in Deutschland im späten 18. und frühen 19. Jahrhundert*. In: Geschichtswissenschaft und Vereinswesen im 19. Jahrhundert. Beiträge zur Geschichte historischer Forschung in Deutschland, von Hartmut Bookmann, Arnold Esch, Hermann Heimpel, Thomas Nipperdey, Heinrich Schmidt. Göttingen 1972, S.1-44.
- ハンペン二〇〇一 ≡ キルステン・ハンペン「ドイツの女性組合—市民層の平等と差異」(原著) Kirsten Heinsoh, *Gleichheit und Differenz im Bürgertum: Frauenverein in Hamburg*. フォーニッシュ・フェール編著二〇〇二 S.233-252.
- ハウジンガー二〇〇〇「河野・訳」≡ ヘルマン・ハウジンガー(著)河野真(訳)『ドイツ人はどうやって国民性を学んできたのか?』(原著) Hermann Bausinger, *Wie deutsch sind die Deutschen?* München [Beck] 2002.
- フーバー＝シュペール編著二〇〇一(Hの) ≡ 『組織化と参劃—十九世紀の西欧とアメリカ合衆国における市民女性の組合文化』Rita Huber-Sperl (Hg.), *Organisiert und engagiert. Vereinskultur bürgerlicher Frauen im 19. Jahrhundert in Westeuropa und den USA*. Königstein / Taunus [Ulrike Heimer] 2002.
- フーバー＝シュペール二〇〇一(a)(Hの) ≡ 『組織化と参劃』「前書」フーバー＝シュペール編著二〇〇一S.7-9「序論」同S.11-37.
- フーバー＝シュペール二〇〇二(Hの) b「河野・訳」:「ドイツ市民社会における女性主体のクラブ・組合」:『長き十九世紀』一七八〇—一九一〇年期の概観」愛知大学国際問題研究所「紀要」第一五八号(二〇二二)一七七一—二〇六頁、第一五九号(二〇二二)一二二—一五〇頁(原著) Rita Huber-Sperl, *Bürgerliche Frauenvereine in Deutschland im 19. Jahrhundert — eine Überblicksskizze (1780 bis 1910)*. フォーニッシュ・フェール編著二〇〇二 S.41-73
- フリードリヒ一九九五「河野・訳」(F) ≡ マルグレーテ・フリードリヒ「十九世紀の市民的な女性組合の活動と意義—中心のウィーンと周辺のザルツブルク」『文明二二』第四八号(二〇二二)二五—一七九頁 Margaret Friedrich, *Zur Tätigkeit und Bedeutung bürgerlicher Frauenvereine im 19. Jahrhundert in Peripherie und Zentrum*. In: Brigitte Mazohl-Walting (Hg.), *Bürgerliche Frauenkultur im 19. Jahrhundert*. Wien / Köln / Weimar [Böhlau] 1995, S.125-173.
- フロイトンターール一九六八 ≡ ヘルムート・フロイトンターール「ハムブルクのフェルマント」Herbert Freudenthal, *Vereine in Hamburg: ein Beitrag zur Geschichte der Geselligkeit*. Hamburg 1968.
- レーベン一九八四「河野・訳」≡ アルフレド・レーベン(著)河野(訳)解説「ドイツ社会とクラブ・組合—民俗学の視点から」愛知大学国際問題研究所「紀要」第一五四号(二〇一九)八五—一四頁(原著) Albrecht Lehmann, *Zur volkskundlichen Vereinsforschung*. タム一九八四 S.85-114.
- 河野二〇一五『世間と社会』は『日本と西洋』を比較できる基準だろうか。(一)「愛知大学文学會『文學論叢』第一五一輯(平成二七[二〇一五]年二月)三五—六八頁
- 河野二〇一八『世間』は日本社会の特異性か? — 欧文の翻訳における『世間』の用例に即した検証」愛知大学人文社会学研究所『文學論叢』第一五五輯(二〇一八年三月)一—四二頁
- 河野二〇一九「ドイツ語圏を例とした西洋社会の集団形成 — ヘルマン・ハウジンガーの日常研究に注目して」『文學論叢』第一五六輯(平成三二[二〇一九]二月)一—三〇頁
- 河野二〇二二「西洋社会の日常的な集団形成の歴史像—特に十九世紀前半のドイツ語圏における『組合の時代』について」『文學論叢』第一五八輯(令和三[二〇二二])三九—六九頁